

会 議 録

|           |   |
|-----------|---|
| 会 議 名     | 第4回小金井市市民協働のあり方等検討委員会   |
| 事 務 局     | 市民部 コミュニティ文化課   |
| 開 催 日 時   | 平成23年3月2日(水) 午前9時57分～午後0時06分  |
| 開 催 場 所   | 萌え木ホール・A会議室   |
| 出 席 委 員   | 安藤雄太 委員長<br>川合彰 副委員長<br>吉田孝 委員<br>堀井廣子 委員<br>玉山京子 委員<br>今井啓一郎 委員<br>飯野恭子 委員<br>山路憲夫 委員  |
| 欠 席 委 員   | 白井亨 委員<br>千葉恵 委員  |
| 事 務 局 員   | 1 小金井市<br>コミュニティ文化課長 鈴木茂哉<br>コミュニティ文化課文化推進係長 山田耕太郎<br>コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎<br>2 小金井市社会福祉協議会<br>(1) 小金井市市民協働支援センター準備室<br>市民協働推進員 加藤進<br>市民協働推進員 佐藤宮子<br>(2) 小金井ボランティア・市民活動センター<br>地域福祉係職員 嶋田直人 |
| 傍 聴 の 可 否 | 可   |
| 傍 聴 者 数   | 2人  |
| 会 議 次 第   | (1) 協働の定義<br>(2) 協働の意義<br>(3) 協働の原則<br>(4) その他  |
| 会 議 結 果   | 別紙のとおり  |
| 発 言 内 容   | 別紙のとおり  |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>提 出 資 料</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民協働に関する小金井市実態調査報告書</li> <li>(2) 「協働の定義」についての小金井市及び他市等の例</li> <li>(3) 「協働の意義」についての他市等の例</li> <li>(4) 「協働の原則」についての小金井市及び他市等の例</li> <li>(5) 鳩山内閣総理大臣による所信表明演説（平成21年10月25日）及びその後の関連記事（新聞記事抜粋）</li> <li>(6) 「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言及び関係資料</li> <li>(7) 平成23年度政府税制改正大綱（抜粋）及び関係資料</li> <li>(8) 新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン</li> <li>(9) 小金井市長による平成23年度施政方針（市報こがねい・3月1日号）</li> <li>(10) 「ぼらんていあ こがねい」1月1日号、3月1日号</li> <li>(11) 市民協働推進事業概要（予算資料）</li> </ul> |
|----------------|---|

## 会 議 結 果

- 1 協働の定義について  
次回も引き続き議論することとした。
- 2 協働の意義について  
次回も引き続き議論することとした。
- 3 協働の原則について  
次回も引き続き議論することとした。

## 発 言 内 容

【安藤委員長】 おはようございます。定刻3分ほど前ですけれども、今日、ご出席いただけるメンバーが皆様そろいましたので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、第4回のあり方等検討委員会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。今日は、千葉委員と白井委員がご欠席ということで、ご連絡ございましたので、このメンバーで今日のご協議いただきたいと思います。

最初に、今日は膨大な資料、ばらばらにいろんな形になっていますので、過不足があるといけませんので、資料はどういうものがあるのかということを含めて、事務局のほうから説明いただけますか、どんな資料があるかということ。座ったままでいいですよ。

【鈴木課長】 それでは、本日提出させていただいた資料について確認をさせていただきます。

皆様の机の上にたくさん資料を置かせていただいておりますが、上から順番に確認させていただきます。一番上にありますのが本日の次第でございます。

次第の4番目に、提出資料ということで記載がございますが、上から順に確認いたします。(1) 市民協働に関する小金井市実態調査報告書でございます。これは、前回、案としてお示ししましたものを修正、訂正等を入れまして、この報告書をもって確定版ということで、改めて提出をさせていただきました。(2)「協働」の定義について的小金井市及び他市等の例というものでございます。(3)「協働」の意義について他市等の例、3ページです。(4)「協働」の原則について的小金井市及び他市等の例ということで、4ページです。

その後、(2)、(3)、(4)の関連資料として、各市のハンドブックとか、協働指針等の写しをつけさせていただいておりますので、こちらを上から確認させていただきますと、武蔵野市の市民協働ハンドブック2009年版というのがございます。その次に、市民活動団体との協働の基本方針概要版、これは西東京市です。続きまして、中央区の地域との協働指針策定委員会中間報告書(概要版)。その次に、せんだい・こらぼんと仮名の振ってある仙台市のものです。その次が、知っておきたいNPOのこと協働編ということで、水色がかったものです。

(5)以下は、情報提供として資料を提出したものです。(5)が、鳩山内閣総理大臣による所信表明演説ということで、新聞記事の抜粋でございます。A4で3枚ほどついでございます。(6)が、「新しい公共」円卓会議、11ページまでです。その次が、その関連資料ということで、「新しい公共」宣言要点です。それと、「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応。その次にいきまして、(7)が、平成23年度政府税制改正大綱(抜粋)と関係資料。(8)が、新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン、平成23年2月、内閣府と書いてあるものでございます。

その次が(9)になりまして、3月1日号の市報です。平成23年度施政方針ということで、市民協働に関する部分も触れられておりますので、お目通しいただきたいと思います。

その次が、(10)「ぼらんていあ こがねい」ということで、1月1日発行のものと、3月1日発行のものとでございます。

次第のほうには、(10)「ぼらんていあ こがねい」までの記載となっておりますが、それ以外につけさせていただいたものといまして、35、市民協働推進事業概要ということで、A4のペラ1枚で、平成23年度の市の協働関連予算の内訳等について記

載されているものがございます。

それと、最後になります。市民活動団体等との協働のススメということで、財団法人東京市町村自治調査会のほうから出されたものでございます。カラーコピーでつけさせていただきます。

一応、今回、皆様にお配りさせていただいた資料については以上でございます。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

不足しているものはございますか。中身については、また後で説明を加えていただきますが、よろしいですか。不足はありませんね。

それでは、先に進めさせていただきたいと思いますが、先ほど、資料の説明がございましたように、市民協働に関する小金井市実態調査報告書ということで、前回ご協議いただいたちょっと厚めの冊子がございます。前回、いろいろとご意見をいただいた部分で、訂正したり何かしたものが、今日、お配りしたものですので、どこどこをどんなふうに直したかというのだけ、簡単に事務局のほうで説明いただけますか。

**【事務局】** では、実態調査報告書の修正箇所について、ご説明させていただきます。

2点なんですけれども、まず、28ページをごらんいただけますでしょうか。28ページ一番下の文章なんですけれども、案の段階では、「これらは協働事業とした主な理由でないことがわかる」としていただんですけども、修正しまして、「主な理由でないとしていることがわかる」というふうに修正させていただきました。

2点目なんですけれども、55ページをごらんいただけますでしょうか。55ページの(3)で、質問、答弁、意見というふうにございますけれども、案の段階では、意見の部分が(4)となっております。切り離してあったんですけども、同じ内容でございますので、3番と4番をくっつけまして、(3) 質問、答弁、意見と3つまとめさせていただいて、4番以降は、繰り上げた形で訂正させていただきます。ですので、こちらのヒアリングの項目が案の段階では41あったんですけども、修正させていただいて、1つ減りまして40になっております。

報告書の(案)がとれて、これで確定版としたいと思います。

以上です。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。

ということで、前回、いろいろな角度からご意見をいただいたり、ご質問があった部分がありましたけれども、文言として訂正したのは、以上2点だということで、ご確認いただければと思います。

それでは、これはこれで次にいきたいと。これから、協働の中身に入っていきますけれども、多分、行政の皆さん方がいろいろとお考えになっているのはこれですし、前にお配りいただきましたNPO側の協働に関する意向調査みたいなものもありましたけれども、それなんかも、協働を考える上で、多分、必要になってきますので、常時お持ちいただければと思います。

それでは、中身のほうに入っていきたいと思います。今日は、前回のこれからの進め方ということをもって、協働というものをどういうふうにとらえるかという、そのルールなり、考え方なりというのを整理しましょうというのが、前回の委員会でご確認いただいたところがございますので、今日は、その中身について、先ほどの資料を含めて、皆様とご意見を交わしていきたいと思います。

それで、お手元の今日お配りいただきました4枚つづりのものです。「協働」の定義と

というのが一番上に載っているかと思いますが、各市町村のものをコピーしていただいたのが先ほど説明いただいたものですが、各区市町村の協働についてどう考えているのかとか、この辺の中身について、少し資料説明をいただきながら、議論していきたいと思っております。

それでは、最初に、「協働」の定義という部分について、それから、今日は、いろいろなご意見をいただくということにしたいと思っておりますので、定義とはこうこうだという一々文言を確認することには、多分、至らないかと思っておりますので、大枠として、協働の定義とか、それから、協働についての意義とか、原則とかという、その大枠について他市の例を見ながら少し押さえていきたいと思っておりますので、その部分については、ご自由にご意見をいただければと思っております。

それでは、最初に、「協働」の定義というところについて、資料説明をいただきたいと思っておりますので、あと、今日、あわせてお配りしていただいている例えば他市のものなんかもコピーしていただいておりますので、これらもあわせてご説明いただければと思っております。

**【事務局】** まず、「協働」の定義についてという4ページのものから概要をご説明いたします。まず、小金井市で、実際、公文書にどういう形で登場しているかということで、ピックアップしてみました。小金井市市民参加条例の第2条の定義の第2号に協働の定義がありまして、市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力し市政を充実させ、または発展させることをいうというふうに定義してあります。

それから、ついこの3月議会で議決された小金井市の第4次基本構想・前期基本計画では、協働について、このように述べております。

それから、小金井市第3次行革大綱、今年の5月に策定されたものは、これは市民協働という定義でございまして、このようになってございます。

ちなみに、当委員会が、市民協働に関する小金井市実態調査の説明文書、依頼文書の中につけました協働事業の定義につきまして、これは、8月、9月にかけて小金井市の52課に調査をかけたわけですけれども、市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して実施する公共性のある事業と、一応仮にこういう形で委員の皆さんの合意を得まして、調査にかけたところでございます。

あと、他市等の例でございまして、自治省、これは、1997年、若干古いんでございますけれども、このように定義してございます。

東京都は2つありますけれども、1つは、2000年10月の東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会報告に、協働の定義をこのようにしてございます。それから、平成13年3月の東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針の中ではこのように定義してございます。

近隣市で、武蔵野市は、武蔵野市NPO活動促進基本計画の中でこのように定義してございます。調布市は、調布市市民参加プログラムの中で、このように定義しております。西東京市は、市民活動団体との協働の基本方針の中でこのように定義してございます。ちなみに、これは、特定非営利活動法人日本NPOセンターという、かなり広範囲に、NPOの関係で全国的に展開しているNPO法人でございまして、この中で、協働はこのように定義してございます。

次に、意義でございまして、3ページです。武蔵野市につきましては、今日配付いたしました茶色の武蔵野市協働ハンドブック2009年版という、これは、カラーコピーし

て、実は、社会福祉協議会で、うちのコピーが壊れまして、ドック入りしているんですけど、これは、カラーコピーで10日間ほど全部ただで使えるということでございまして、今日はあえてカラーコピーをしてみましたけど、これは、次回からは全部白黒になります。これは、金はかかっておりません。

それで、このような資料は、私どもの視察に行ったり、研修に行ったりして集積した資料でございます。その中でよきそうなものをピックアップしてここに掲載しているわけでございます。

武蔵野市の市民協働ハンドブック2009年版の2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの上は定義でございますけれども、下のほうに、協働の意義ということで、①から④まで意義として記載してございます。ついでに、協働の原則というのも次の4ページにございますけれども、同じように、武蔵野市のハンドブックの5ページを引用しているので、これは協働のルールとなっておりますけど、原則、ルールどちらも言いますけれども、共通ですからご説明させていただきます。

それから、西東京市でございますが、カラーコピーをしたこれです。市民活動団体との協働の基本方針（概要版）の中をごらんいただきますと、協働の定義は先ほど言いましたけど、見開きのところに、「協働とは？」というのが定義となっております。それから、協働についての意義と原則でございますが、全体が重なり合って、意義と原則、特に原則は裏面、裏というか見開きの外側、最後のページのところに、「なぜ、協働するのか?」、「協働の原則（7つの基本ルール）」ということで、このように1から7まで記載してございます。

それから、中央区でございますが、中央区は、白黒で8ページのものを出しましたけれども、ここで、協働の意義について、1ページに3つほど掲げてございます。

それから、協働の原則といったようなものは、5ページ、協働の原則（協働推進の共通ルール）ということで、このように原則を掲げておられます。

次に、仙台市でございますが、仙台市の仙台協働本というのがあります。その中で、8ページは協働の効果、これはまた、意義ということにも重なるものでございますので、掲載させていただきました。それから、裏面の9ページですけど、協働を進める際のルール、原則も①から⑤まで掲げておられます。

カラーの表紙の財団法人東京市町村自治調査会で、「市民活動団体等との協働のススメ」という資料が入っております。ここで、3ページで協働の意義について、なぜ今、協働なのか、協働の定義、協働パートナー等について記載してございます。それから、裏面の4ページには、協働を進める際の基本原則ということで掲げておられます。

それから、NPO法人の日本NPOセンターの協働編という、これは書籍でございますが、この中で、「協働ってなに?」「なぜ、協働するの?」というあたりが、定義、背景にかかる部分でございます。それから、裏面の28ページですけど、「協働が市民、NPO、行政にもたらす効果とは?」というようなところが意義に当たるところでございます。

以上で、4ページの資料説明と附属の資料説明は終わります。

それから、(5)以下は、課長が説明されましたように、一応政府の動きも、最近、特に協働に関する政府の動きが非常に活発になっております。それについての一連の資料を提供させていただきました。1つは、(5)の鳩山内閣総理大臣による所信表明演説、これは、新聞記事の抜粋でございますけれども、平成21年10月26日の夕刊の抜粋

ですけど、鳩山内閣総理大臣が就任されて、最初の臨時国会で、所信表明演説をされたものでございます。その中で、4段目の6行目から、小さく「新しい公共」と書いてございます。ここの一連のものが内閣総理大臣の所信表明演説に登場したものでございます。

なお、「新しい公共」というのは、政府レベルにおいては、多分これくらいなんでしょうけど、民間レベルにおいては、かなり以前から主張されてきた概念でございます。

次の2ページを開けていただければ、所信表明演説の骨子が書いてあります。この中で、骨子の4つ目に、市民やNPOの活動を側面から支援するということがあります。これが、所信表明演説の骨子として掲げられております。

その次の3ページ目ですけど、「新しい公共」実現会議ということで、NPO寄附優遇税制など議論ということで、これは、昨年1月22日付の新聞ですけれども、円卓会議を発足させて、このような動きになりますという新聞記事でございます。

それから、(6)ですけど、「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言及び関係資料というものがああります。3種類ほどございますけれども、円卓会議というのは、昨年1月に設けられまして、この中の1ページをお開きいただきたいと思います。「新しい公共」宣言、これは、平成22年6月4日、所管は内閣府でありますけれども、そういうことで「新しい公共」宣言というのを有識者によりまして、出されました。それが、「新しい公共」宣言要点ということで、2ページの裏表になっておりますまとめがあります。それに集約されてございますので、それをごらんいただければいいかと思ます。

それから、「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応というのがあります。これをかいつまんでご説明申し上げます。1ページの寄附税制、これは、あとの政府の税制改正大綱にも関連するわけでございますけれども、6月4日の「新しい公共」宣言に対しまして、政府のほうでこういうふうに対応しますよというお約束をしたのが、この横長のA4判のものでございます。

ここを見ますと、総理から税額控除の割合は寄附金の50%とすると直々に指示があったようでございます。この税額控除というのは、所得控除と違ひまして、ストレートに税金が減額されるわけです。ですから、10万円寄附した場合は、2,000円引きまして、9万8,000円残ります。その9万8,000円の残った分の地方税を含めて50%ですから、4万9,000円、だから、10万円寄附した場合、4万9,000円が税額控除になります。これは、「ぼらんていあ こがねい」でもご説明しますが、そういうふうに、これは大変なことでございます。関係者から長い間要望されておりましたけど、なかなか腰を上げなかったんですけど、今、税制改正の法案として、国会に提出されております。

ただ、これも、きのうやっと予算が未明に衆議院を通過しましたが、予算関連法案がどうなるかわからないという状況でございますので、マスコミ報道等で、年度内に成立することは大変難しいと言われております。その中にこれは入っているんです。ですから、これがどういうふうな末路をたどるのかはわかりません。

それから、実は、どういうNPO法人に対して、50%の税額控除をかけるかということでございますけれども、今までの認定NPO法人というのは極めて少なく、全国に3万幾らあると言われるNPO法人のうち100だったか、200で極めて特殊なNPO法人しか適用されないという厳しい審査がありました。審査は国税庁でやっておりま



して、要するに、公共性についてとことん条件が厳しかったわけでございます。

今度の税制改正によりまして、これは、かなり大幅に緩和されます。しかし、公共性というのは担保しなきゃいけませんので、一番の要件は、3,000円以上そのNPO法人に寄附した人が、100人以上あった場合は、認定しようということになっております。そのほかにも多少の要件があるんですけども、ですから、ものすごい要件緩和なんです。それによって公共性があるかどうかを判断して、税金をまけましょうということでございます。

当然、税金をまけますと、国とか地方公共団体の歳入は減るわけでございますけど、政府が、NPO法人に対してなかなか支援がストレートに難しいということから、寄附を拡大しまして、それを促進するための税制でございまして、歳入は減るけれども、そのかわり、NPO法人の懐は結果として潤うということで、新しい公共が盛んになって、市民のために、国民のためになると、こういう構図のようでございます。

裏の2ページをごらんいただきたいと思います。それから、審査機関が、今まで国税庁だったのが、都道府県に移管します。それから、2ページの下から4行目に、3として地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）とございますけれども、これは、寄附対象団体の拡大ということございまして、個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入するというので、これは、多分地方税法を改正するんだらうと思うんですけども、要するに、条例でさらに拡大できますよという規定です。

それから、6ページをごらんいただきたいと思います。4の国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成というのがありまして、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業についての新しい仕組みを創設。また、仕分けの中で事業停止・縮減のみならず、独立行政法人や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討する。これに対する政府の対応でございますが、行政が独占してきた「公」を企業、NPO等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視するというふうに政府の対応としてうたっております。

それから、最終ページの8をごらんいただきたいと思います。政府の対応といたしまして、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、12月末までに、政府の対応についてのフォローアップを行い、その結果を踏まえた提言を行うとともに、政府と市民セクター等との、ここが非常に重要な一文なんですけど、公契約や協約のあり方などについて議論を行うということで、当委員会でも、小委員会を設けて協働事業における委託契約のあり方について議論をするということになっておりますけれども、政府みずからこういうことを言い出しております。

あと、税制改正でございますが、税制改正の大綱の抜粋を出させていただきました。これの100ページ、最初のページですけど、6の市民公益税制で、国税となっていて、所得税の税額控除の導入ということでございます。認定特定非営利活動法人及び公益社団法人等への寄附について、次のとおり、税額控除制度を導入しますということで、先ほどご説明しましたように、認定NPO法人に寄附をした場合の所得税の特別控除ということで、2行目で、2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、

その超える金額の40%相当額、あとの10%は地方の住民税でございますけれども、税そのものが、所得控除じゃなくて、税額控除ということで減じられるということでございます。

それから、102ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、(2)の認定NPO法人制度の見直しということで、認定要件について、次の見直しを行うということで、各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績が100人以上あればよろしいということです。

それから、103ページです。同じように、地方税で(1)個人住民税の控除対象寄附金の拡大ということでございます。

**【事務局】** 次に、新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインについて、簡単にご説明させていただきます。

新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインということで、こちらのほうは、内閣府の所管の新しい公共支援事業運営会議で検討されて、先月、2月3日に決定されたものでございます。当事業は、「新しい公共」の活動の阻害要因を解決することにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しして、「新しい公共」の拡大と定着を図ることを目的としておりまして、内閣府が推進する平成22年度補正予算による87億5,000万円の事業でございます。こちらのガイドラインですけれども、新しい公共支援事業の円滑かつ的確な実施のための指針でございます。都道府県に造成される基金の設置、運用等に関して、その具体的な方針、方法を示したものでございます。詳しくは、後ほどごらんいただければと思います。

以上です。

**【事務局】** 続きまして、先ほどのフォローをいたしますと、円卓会議の中で、夏ごろまでに新しい推進会議をつくるというふうに表記されておりましたけど、実はそれが既にできましておりまして、動き出しております。これは、資料としてはお出ししておりませんが、推進会議は、既に4回ほど開かれてございます。推進会議は、この日程によりまして、これはまた、必要に応じて資料をお出ししたいと思いますけれども、4月以降に提言をしまして、政府はこれに対応するというふうに日程が出されております。「新しい公共」全般について推進するという趣旨の会議でありまして、専門家だけじゃなくて、NPO側からも大分人材が入っておりまして、議論しているようであります。

これにつきましては、常にウォッチしてございまして、時期に応じて、資料をお出ししたいと思います。

それから、(9)ですけど、小金井市長による平成23年度施政方針、これは「市報こがねい」をごらんいただきたいと思います。昨日に出た「市報こがねい」で、実は、これは、3月定例会の2月15日に、市長が施政方針を表明されたんですけども、この全文が掲載されております。この中で、一番最下段の「2面に続く」というところがありますけれども、その1行目から10行ほど戻りまして当委員会と関係のある部分をご説明しますと、地域における協働推進を図る取り組みとしては、平成22年度に引き続き、市民協働や(仮称)市民協働支援センターのあり方について、市民協働のあり方等検討委員会において検討するとともに、協働事業の可能性を探るワークショップを開催いたしますとなっております。

それから、2ページのこれも一番最下段の行の後ろから10行目ぐらいから改行したところでございます。平成23年度においては、「参加と協働」の着実な推進を図るため、

市民協働のあり方等検討委員会のご意見を、職員研修等へ反映させてまいりますというふうに言われております。

「ぼらんていあ かがねい」の1月1日号と3月1日号をごらんいただきたいと思います。1月1日号の7ページをごらんいただきたいと思いますが、私のほうで、政府の税制改正大綱で、先ほど言いましたような寄附税制のことを書いてございます。一番わかりやすいのは、右上の図なんですけれども、例えば、寄附金額が4万円の場合は、国に認められたNPO法人への寄附金4万円の場合は、税額控除の対象額は、3万8,000円、つまり2,000円減じますので、3万8,000円になります。それで、所得税は1万5,200円、住民税は3,800円、合計1万9,000円の税額控除になるというものでございます。これは、去年の6月の「新しい公共」の円卓会議の提言をそのまま実行したものでございます。

次に、昨日付の「ぼらんていあ かがねい」で、これは、実は契約関係なんですけれども、7ページに同じように書いてあるんですけれども、横浜市で研修がございました。これは、理念を保証するより実践に近い契約形態ということで、協働の新たなステージというのがありまして、そのシンポジウムに参加してきました。主なことが書いてあります。さわやか福祉財団理事長の弁護士の堀田力さんによる基調講演で、かなり全体像が語られました。

それから、各市の先進的な協働契約にかかわる試みについてご報告がありました。また、それに対する法的な専門家もアドバイザーとしておいでになりまして、法的な検討も表明されました。

ということで、これらの資料等につきましても、今後、当委員会で小委員会をつくってやるという方向になっていると思いますので、市民協働のあり方等検討委員会の議論の参考に、さまざまな資料を出したいと思っております。

あと、予算の資料は課長から。

【安藤委員長】 予算はいいですよ、後で。

【事務局】 いいですか。

【安藤委員長】 はい。

【事務局】 以上でございます。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

協働に関する各市町村の動きから今の国の動きまで、全部説明いただきましたけれども、ご理解いただけたでしょうか。多分、難しいんで、ただ、ご理解いただきたいのは、今、ずっと事務局のほうが、国の「新しい公共」ということで、かなり早い動きで動きますので、しかも、それが、それぞれのNPO法人にという部分に相当組み込んだ形でもものが動くということと、もう1つ言うと、予算的には、今年度と来年度の流れの中をもって、約何十億という予算が今走っております。NPOの活動等からの割り振りでもって、各都道府県段階に、今、予算の配分が進められておりますけれども、大体、東京全体として5億強の予算が配分されるというところまで見えてきているという。この5億がどういう使われ方をするかが全く見えないというのが現状です。おそらく、各自治体に落としていくというようになりますので、当然、小金井にもその5億何ぼかの財源がどう流れるかというのはこれからだというふうに見ていただければいいと思います。それに伴っての、いわゆるさまざまなNPO関連に関する仕組みという部分で、1つは税制という部分が動いているというふうにご理解いただけるといいかと。

税制で動くに当たって、先ほど、事務局のほうから言っていましたように、1つは、「新たな公共」という部分については、かなり協働という部分が入ってきております。その部分が1つ。

それから、もう1つは、協働していくためのNPO法人等々が、どういうNPO法人なのかというのが、それだけではないんですが、1つの目安として出てきているのが、認定NPO法人というふうになってきています。このNPO法人だけが協働の相手だとは言っていないから、かなり幅広くとらえるというふうに考えていいと思います。

認定NPO法人の部分が、先ほどから言った税制の部分で、従来は、パブリックサポートテストという、厄介なものすごく難しいテストをやっておいて、だから、あなたのところは認めますということでもって国のほうとしてはやってきたんですが、それが、ほとんど伸びていないというマイナス点がございまして、それはおかしいということで、この部分は、チェックリストの部分をかなり緩和しましたけれども、それでもまだ非常に難しいだろうということで、昨年12月1日のときに、いわゆる与野党間すべて、政党間を超えた形でもって、議員連盟が再発足しました。そこで、最初にやったのは、NPO法人に関する税制という取り組みをしております。それが、今言ったように、パブリックサポートテストを緩和するということと、あわせて新たに出てきているのが、いわゆる先ほど事務局のほうから言っていたように、1口3,000円で、100人からの寄附があれば公益性として認めようではないかというふうになってきましたけれども、ですから、パブリックサポートテストよりはるかに、いわゆる合計額でいって30万円を超える金額ですし、100件というのが、1つのクリアしなければいけない部分ですが、これで、かなり地域で活動している人たちは、認定NPO法人としての要件として成立していくというのが1点。これが、1つ。

それから、もう1つが、これは、各自治体に関連してくるところです。先ほどから言っているように、自治体単独でもってこれを認定NPO法人です、税額控除の部分を認めますという、この条例案が単独でつくった場合には、それを優先しますというふうになりますから、自治体がどう判断するかというのが、これが大きくなっています。ですから、ここで、多分これから協働だとか、市民参画の推進だというふうになったときに、小金井市がどのようなNPOを推進しているのか、認めているのかということ条例等々でもって決めれば、それも認定NPO法人として対象にしますという流れです。

ですから、そういう意味では、非常にかなり緩やかになってきたということでもって、協働の推進というものを、今の政府としては、市民の活力という、市民が支える、いわゆる分権社会といっているところに、今、突入しようというのが、これまでの動きです。そんなようなのが、国、さらに自治体並びの動きだと、背景だというふうにご理解いただけるといいのかなと思っています。

そんなことを補足させていただいて、協働とはということに入っていきたいと思いますが、今の国の動き及び各自治体の動きの中で、ご質問なり、ご意見なり、もしあればと思いますが、わかりにくい中身ですので、どう質問していいのかなというのがあってもいいかもしれませんが、どうぞ。

**【玉山委員】** すみません。素朴な質問なんですけれども、他市の例がたくさん出てきて、帰って参考にさせていただくつもりですが、三鷹の例がよく私の周りで耳に入るんですけれども、三鷹については……。

**【事務局】** あまりいっぱいやっても。

【玉山委員】 多過ぎてということですか。

【事務局】 単純にそういうことです。必要だったら出しますから。

【安藤委員長】 協働の原則等々については、多分、三鷹もそんなに変わらないんです。21世紀プランをつくってくるプロセスの中で、三鷹は三鷹なりと言ってきましたけれども、中身の本質はそんなに変わっていません。ですから、今、出していただいた部分を少しごちゃ混ぜにしていくと、三鷹の分になると見ていいと思います。

【山路委員】 ちょっとよろしいですか。今の話に関連して、むしろ、三鷹の例を加藤さんも出さなかったのは、みんな同じような話だからということの説明ですよ。それはそのとおりだと思うんですが。だから、これを読んで、どこがどう違うのかというのがよくわからないんですが、むしろ、その違いとか、論点とか、力の入れ方がどこに、どういう違いがあるのかというのを、これはよく読めばそれはだんだんわかってくるんでしょうけれども、一番詳しい加藤さんに、そのところを説明していただけないか。

【安藤委員長】 これを、どうしましょうか、仙台は割合と古いというとおかしいですけど、一番最初が横浜コードというもので、横浜市がつくったものなんですが、それにほぼ同時的に動いてくれたのが仙台ですので、これをもとにしてあちこちが動いているという状況ですので、もし、比較すると、ここにある資料ですと、武蔵野市と西東京市が匹敵するのかな。そういう感じですよ。中央区はいろいろと課題がある。あと、残っているのはそれぐらいですよ。

例えば、加藤さん、武蔵野市の部分と、西東京という2つを比較していただけると違いが少し見えるかなというふうに思うんですが、もしくは、何か加えて説明しやすいほうでいいですが。

【事務局】 いや、これは、委員の皆さんに、これは判断してもらおうと思ってあまり分析はしていないんですけど、武蔵野市はわりと一般的です。NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとと、それぞれの主体性を持ってということをやっています。それから、お互いの特性を生かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスの提供に取り組み、あるいは新しい公共をつくり出すことを言うということです。

それに対して、西東京市は、わりと区切り区切りでやっています。1つは、市民団体と市とが、相互に対等な関係のもと、これは、対等の原則をうたっています。それから、互いの特性や立場を十分に理解し、認め合いながらというのは、先ほどの武蔵野市と共通です。共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること、これも武蔵野と共通しています。大体、この辺の要件というのは、どこの市も入っております。

当市においても、条例ですけど、市民及び市が、それぞれの役割について、対等の立場というのはほとんど入っています。連携、協力して市政を発展、これは、市政を発展するというのは、市民参加条例独特の言い回しでしょうけれども、第4次基本構想の対等な立場で連携、協力して、市民生活を充実させることと読みかえてもいいと思いますけれども、大体そういうふうに小金井のやり方で載っています。小金井は、他市からいろいろ持ってきて、一般的なものを並べているという感じです。

そんなところで、あまり比較、深い分析はできておりませんが。

【安藤委員長】 違いは、今、言ったようにそんなに多くはないんです、ここは。何かというと、基本的には、みんな先ほど言いました、横浜コードというのがそもそもの始まりなんです。横浜でもってこういう協働の新しくパートナーシップ関係をつくって

いきましょうということでもって、NPOのアリスセンターを含めながら行政とつってきたという横浜コードというのがある。これが、多分、6つぐらいはあるんですが、それが大体共通しています。

それをベースにしてきていますので、この中で、武蔵野さんと、西東京さんで含まれていないのが、例えば、西東京市のほうを開けていただけるとわかるんですが、基本方針5というのがあるんです。基本方針5は、西東京の場合には、協働事業の評価システムの構築という、いわゆる評価しますよというのが1つあります。なぜかという、ここには、横浜コードは、1つは、時限性というふうに出ているんです。これに匹敵するのは時限性。いわゆる期間を定めます。協働する期間を1年なら1年、3年なら3年、5年なら5年というのを決めておいて、その時点でもってきちんと評価をした上で、さらに続ける部分については続けましょう、続けないならなぜ続けないんだという、そういう評価をしましょうというのが、横浜コードに入っている。それを西東京市の基本方針5に突っ込んできた。

武蔵野さんは、そこまで触れていないんですが、3番目の役割分担の中に、若干、時限性を入れたという、この重きの違いが少し出ています。

おそらく、違いとすると、大体、その部分が違いがあるというふうに見ていいかなと思います。あとは、大体、基本ベースは同じというふうにとらえていただいていた方がいいかなというふうに思います。

**【山路委員】** ただ、西東京のほうを見ると、かなり、基本方針5とか、基本方針4の中で、具体的に、これは、我々、小金井でやっているところと共通するところがあるのは、協働事業の評価システム、これはヒアリングの中でも評価をちゃんとやろうという話が出ましたし、それから、行政の側の意識改革というか、職員研修で具体的にいろいろやってみましょうよというの、これも小金井と似ているんですけど、そういう具体化の取り組みの違いは出てくるというか、むしろ、こういうふうに抽象的、一般的だからこそ、そこら辺をどう具体化させていくのかというのが、大きな課題になっていると。

もう1つは、大きな柱は、NPOの支援、具体的に協働の相手のNPOをどう力をつけてもらえるのかというのが、なかなか自治体レベルではできなかったことが、今回、国のかなり、できれば、画期的な取り組みによって大きく前進することは期待されるという、そのところ。それを自治体レベルでもどうやってやっていくのかという違いが多分出てくるんだらうというのは、今の話から読み取られてくるんですかね。

**【安藤委員長】** そうですね。

**【吉田委員】** それとですね、こういった定義、意義については、ある面でも、何と言いますか、ある程度はいいと思うんですが、次に、今、我々もやっていますワークショップといいましょうか、いろんな事業を取り組もうかというのを、具体的にやっていますよね、私も若干参加させてもらっていますが。他市においては、どういう動き方か、そういったものも今後煮詰めるんでしょうか。他市の具体的などういう……。

**【事務局】** それは、実は、この前の、これから、どういうものを検討するかという中に、実は、今日はそこに入っていないんですけど、協働を推進するための仕組みというのがあります。その仕組みの中に、例えば、新たに協働事業を創設して、市民提案型の協働事業創設、それから、行政提案型の協働事業を創設したり、あと内部の推進会議とか、外部を含めた推進会議、そういうのを組織として持つと、そういうのもでもっ

て仕組みをつくって推進していくというのが、次回以降に議論される仕組みの中に入るだろうと思っております。そこには、いろんな先進的な例がありますので、また、かなりの資料になると思いますけど、先進市の例を出していきたいと思っております。

それから、今、小委員長のほうで言われましたNPOに対する支援というのも、各市がやっております。そういうのも仕組みの中に入ると思いますので、資料でお出ししてあります。

【吉田委員】 実際の動きを我々は知りたいなという。

【事務局】 はい、そういうことです。

【吉田委員】 はい、結構です。

【安藤委員長】 はい、ありがとうございました。それでは、他市の動きというか、今、お手元に行っている資料になりますけれども、そういうことを含めて、協働という概念を、もしくは協働とはこういうものじゃないかということをお大卒でいいんですけれども、少し皆さんのご意見を聞かせていただけたらいいかなと思います。

ここに他市のものがありますけれども、そういったものをベースにしながらでも、実際に活動されていて、こういう部分を協働していく上で必要なんだという、そんなことも含めて、皆さんの協働に対する考え方みたいなものをお話ししていただけたら、そんなのをルールの中に入れていきたいと思っておりますので、どうぞ、ご自由に、その辺の、協働とは、私はこう思うというような、そんなところを少しお話ししていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【川合副委員長】 口火を切りましょうか。どうも、協働ということに関して個人的に興味があって、いろいろ勉強させていただいていますが、この間のヒアリングを通じて、人によってほんとうに違うなど、何が何なんだろうとわからなくなったのが正直なところなんです。

たまたま、加藤さんが先ほど、資料で、示してくれた自治調査会の、協働のススメというところに図があります。それを、安藤委員長に、これを気に入っているんだ、これで整理するとわかりやすいんだといった図がたまたまあって、それをお話ししていたら、山岡理論だねというふうに教えてもらいました。この世界では有名な区分の方法だそうです。

皆さんの配られた資料の中にも、その図柄があります。この、ブルーのNPO、協働編のQ1の4のところにあります。何かというと、この山岡理論で言えば、自治体の領域というものと、それから、市民の領域というものがあります。当たり前で、すぐわかりますよね。こんなの当たり前の話としてわかるわけです。ところが、事業、ある事柄にとってすごく自治体寄り、もう90%以上は自治体じゃないか、公共の担い手として。反対に、それは、もともとが市民団体の話であって、公共的にあまり絡まないという要素があって、市民が携わるところは90%で、自治体が絡むところは10%ぐらいのとか、その辺の話はいろいろあると思うんですけれども。

この間のヒアリングで言えば、自治体の職員さんの側から見ると当たり前ですよ。自治体側から見ますから、自治体寄りのことを全部協働と認識なされた。反対に、ほとんど、それは市民団体側の動きじゃないかと、例えば、彼らの言い方をすれば、助成金とか、補助金を出している部分って、実は、あまり自治体がタッチしない。でも、全部必要だと思う。だから、お金が必要だね、出しましょうということで、それは補助金を出している。したがって、多くの課長さんたちはそれを協働と考えておりませんとい

う答えがこの間多かったじゃないですか。

ところが、私たち市民団体からいくと、自分たちはしたいことがある。それが地域社会の役に立つんだ、皆さんの福祉のために役に立つんだと思ってやっているんです。それは官から見たら、確かに官の絡むところは5%、10%かもしれないけども、手助けしてくれ、してほしいんだという領域は、多分子育ての分野なんか特に領域がはっきりしていませんから、多いと思うんですよね。実は、それを官から見た場合には、これはそのところはあまり関係ないんだとって考え方の中で切り捨てられているのが現実ではないでしょうか。

そういう意味で、何が言いたいかという、我々のような市民団体側と、皆さんのような自治体側から見たとき、両方ともそれは協働という概念だねと。それは今もおっしゃった、90:10か10:90かもしれないけど、それも実は両方がディスカッションして助け合えればよりよい公共サービスができるエリアなんだ、領域なんだということの共通認識に立てるようなことを、1つの定義という言い方でしてみたらいいんじゃないか。たまたまその図柄が、ちょっと皆さん方、見えますか。4枚目の山岡理論。加藤さんにいただいた「市民活動団体等との協働のススメ」の図柄の方が分かりやすいが、実は同じ概念です。

そんなことが、今度少しディスカッションしてやっていければ、官の方から見ても、これは協働エリアとして考えていいんだとか、我々から見ると、そんな部分もあるんだけど、我々はずいぶん自分たちのことばかり考えるけど、公共サービスをなさっている中で、あるいは新しい今の公共の概念ができれば、今自治体の皆さんがなさっている、従来の考え方でいけば、これは自治体の領域だと言われていたものを、もっともっと市民におろしていこうよというふうなことが流れとして起こってくると思います。それは、我々がもっと協力してタッチしていく領域があって、それを自治体さんからもどんどん出してもらって、我々からもどんどん出していく。一緒にやりましょうとお互いが提案をしていくようなことになっていけばいいんじゃないか。

こんなふうに雑駁な話で、お話のきっかけに、スタートになるかどうかわからないけど、実はそんなことを考えていました。その辺がどうもこの言う、定義とか意義という中での整理にうまくつながっていけばうれしいなと僕は思うんですけど。

以上です。

**【安藤委員長】** 今、副委員長のほうが言っていた図柄の説明へ行きますと、もともと行政がやらなければならないものは行政がちゃんとやりなさいという論理なんです。行政がやっているのをみんな市民に出せって言っているんじゃないかと、行政がやらなきゃならないものは行政が責任を持って行政がちゃんとやるという部分です。市民側のほうも、別に行政に頼らなくて、市民が独自でやれる部分については市民が自立してやりましょうという部分です。だけど、一緒に何らかの形で手を組んだほうがより効果性があるよねという部分については一緒に手を組みましょうというのが協働という言い方をしているわけです。ですから、ただ、手の組み方の度合いがちょっと違いますという話なんです。

それで何かというと、一番最初、本来は行政がやるべきことなんだけれども、そこに民の力を少し入れればいいよね、そうするともっと効果的になるよねという部分、だから、そういう意味では、こちらの場合には行政が圧倒的主導権をとるんです。だけど、民が少し知恵をかしましょう、ちょっとお手伝いしましょうかという部分なんです。こ



の部分。だから、どちらかという主導権が行政にあるから、現行の制度でいけば、委託という部分はまさに行政が主導権を持っています。行政の仕事をやるというふうになりますから、主導権は行政なんです。

それにかわって反対側、どちらかという、市民が主導しているいろんなことをやってきたよねという部分なんです。その、市民がやってきたよねと。ですから、市民側が主体的に動ける。だけど、そこに行政が若干サポートしてくれると、一緒になってちよびっと手をかしてくれとより効果が進むよねという部分なんです、度合いとして。それは考え方としては補助という、いわゆる補助金は奨励補助ですので、どちらかという主導権は市民側にあるととらえる。

もう1つは、ここが今どうするかが問題なんです、要は行政側も5分の力を出し、市民側の5分を力を出して、それでやることによって事業がうまくいくのがいっぱいあるよねという、この部分の出し方のルールが必要になってきている。ここは今ここで議論しているところではないんですが、我々はどちらかという、これを負担金という言い方をしているんです。まったく新しい概念です。負担金。それをやれるかどうかということなんです。ですから、従来の委託契約とか補助契約ではない負担金契約みたいな、分担金と負担金と言っていますが、そういう対等の形でという部分を考え出そうかというのが、今川合副委員長が言ってくれた論理の大枠の仕組みです。

ありがとうございました。いろいろと協働に対する概念ということで。ほかにいかがでしょうか。協働というのはこういうふうに考えたかどうかというのは。ふだんこんなふうにして考えていますというのはいかがですか。

**【山路委員】** 今、川合副委員長が言われたことと同じことになると思うんですが、結局協働する範囲、対象ということになると思うんですが、鳩山さんが言い出したのは「新たな公共」ということですよ。それまでというか、言われているのが公共性とか、公益性という言葉を使います。そういうものについて協働していこうという、甚だそういう意味ではあいまいな概念なんです、ただ、それは地域によってももちろん多少変わってきてもいいわけだし、むしろ変えていくべきだと思うんですが、そういう「新たな公共」と言っても何でもいいと思うんですけども、我々が協働の範囲とする、協働の対象とする公共性というのは一体何だろうかということが一番大事な話なんです。

それをどう考えればいいのかというのが私の専攻分野にかかわる話ですが、やっぱり最大の問題は、少子高齢化という問題の中で、行政の中では、行政だけでは担い切れない、支え切れなくなってきた、量的にも質的にも非常に多様化してくるニーズにこたえていくためには、それは協働ということを取り入れてやっていかざるを得ないというのが最大の話だと思っているんですが、それ以外にいろんな話がありますよね。少子高齢化と言うと大体何でも含まれると思うんですが、その範囲をどういうふうに考えていけばいいんだろうかということ、公共性とか新たな公共という言葉でごまかすというか、抽象的な範囲にとどめずに、その中身をもうちょっと議論したほうがいいんじゃないかという気はしているんですよ。

**【安藤委員長】** いわゆる「新たな公共」のためにどう協働するかという、また、公共という範囲をどうとらえるかということですよ。協働するための公共。

**【山路委員】** ヒアリングの中でも、それから今の行政の中で一貫して持っている危険性は、やっぱり協働という名の効率性、安上がりの行政という、結果としてそうなるのはもちろん構わないと思っているんだけど、それがまず先に来て、まさしく指定

管理者制度なんかその典型ですよ。それがすべて悪いとは思わないけれども、要するに安上がりのコストの実現のために、別に協働ということではなくて、安くやってくれるところだったらどんどん委託していきましょよという話ですから、それでは協働とは言えないし、「新たな公共」を担うこととは無縁ではないかということをはっきりさせておく必要があると思うんですけどね。

**【安藤委員長】** 基本的には安上がりという、どちらかという私もあちこちの首長さんと議論したりしますけども、そのとき必ず首長さんはボランティアなんだとか、ものすごく安くできるんですという言い方をするんですけど、決してそうではないんです。だから、ボランティアという市民というか、そこに何を求めるかというのがないと、単に安ければいいという論理に走ってしまう。安く走ってしまうことで、それが委託という形で、このとおりにやってくださいという下請化になっていくのがどうも今の流れになってきていますから、やっぱり協働といったときに、今山路先生が言ったように、何を目的にするのか、どういう範囲を協働の範囲にするのか、公共とは一体何なのか、この辺のところを少し整理しておかないといけないですね。

ほかにいかがですか。どうぞ、堀井さん。

**【堀井委員】** 今、その図柄を見ても言えるんですけど、行政は公平に市民全体に対して何かを提供しなきゃいけないという形だけど、市民とか市民団体というのは自分たちの考えている事柄、こういうことをやりたいとか、こういうふうに進めたいとか考えている事柄がそれぞれあって、私たち市民はそこについては、ここだけやるよということでもいいわけですから、それぞれのミッションが公共の中に組み込まれることで、サービスを受け手の側に公平じゃないけれどやれる部分を大事にできたらいいなと考えている向きもありまして、そこら辺をどういうふうに進めたいのかということと、そういう団体、市民たち、NPOを増やしていけるような支援といいますか、その辺を考えていきたいと思っています。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。今、言われた部分で、これは西東京市なんですけど、開けていただいた見開きのポイント①、ここに対等性というのが入れてあるんです。その対等性という中で、いわゆる協働とは、それぞれが持つ特性をうまく融合させ、助け合いながら、地域の課題を解決していくことですよ。実はこの特性というのは、今堀井委員が言っていたように、行政は対等性、でも市民全体は対等ではないという、一個人を支えるということもあり得るけれども、そういう対等性ではない中でこの部分を支援していく、一緒にやっていく、サービスを提供していくという、このやり方なんだと。だから、やり方がそもそも違うという、この違いを、ここでは特性をうまく生かしながら、尊重しながらというのをこの言葉に入れて、対等性のところに来ているんですね。委託になると対等性も何も関係なくなりますので、これでやりなさい、公平性でやりなさいとなりますけれども、協働は必ずしも公平性ではないかもしれないという、この概念をどう入れたらいいかということですよ。大事な発想ですね。

**【堀井委員】** 追加して言いますと、市民とか、学校とか、研究機関とか、行政じゃない別のセクターと一緒に何か目標を持って進めていく、事業を考えると課題を解決するという形で協働を組むこともあると思うんですけど、そのときの協働の相手が持っている力とか、スキルとか、考え方とか、そこら辺をどう取り入れて、どう生かすかということになると思うんですね。委託についても、そこをある程度期待をするから成り立つんであって、そこを期待しないで、ただただ委託するのは安上がりという、さっき山

路先生がおっしゃっていたような方向にしか行かないんだと思うんです。もちろん対等というところに帰結するのかもしれないけど、そうならないためにということを考えていきたいということです。

【安藤委員長】 今言われた部分で、もう1個、協働の相手を少しとらえないといけないんですけども、多分ここで行政、市側がとらえている協働は、行政と市民側という、この協働を大きいベースとして考えているんですが、今堀井委員が言った部分は、行政と市民側も、企業も含めると3つあって、こことこの、これが協働の相手として今のところ議論のベースとしてはありますよね。今言われたのは、行政になるか企業になるかは別として、ここにいろんな別法人ももしかしたらあるとすれば、この部分も協働の相手、この部分も協働の相手ととらえてもいいかという話ですか。

【堀井委員】 それと、協働の相手が1対1じゃなくて、複数の相手もあると思います。

【安藤委員長】 はい。市民側が幾つかのNPOと、こちら側が幾つかのNPOと、場合によっては行政が入りながら、これとこれとが全部くっついて何かをやりましょうという協働もあると。1対1じゃなくて複数体制があると。

【堀井委員】 そういうふうに考えていくほうが協働のメリットを大きくしていけるのではないかと思っています。

【安藤委員長】 という協働の考え方、いわゆる協働の相手をどうとらえるかといったときに、1対1もあるけれども、1対複数、複数と複数、それから、しかも行政だけではなくて、企業や別の法人を含めて手を組むというやり方がある。

先生、これは逆に言ったら、この辺になると、我々がよく言っているプラットフォーム化という発想ですかね。

【山路委員】 うーん、プラットフォームというんですかね。あと、大学はもちろんありますけど。

【安藤委員長】 大学も当然ありますね。研究機関もあるし、大学もあります。

【山路委員】 やっぱりそういう多様な担い手を考えていくべきだと思います。

【安藤委員長】 そうですね。今、協働の相手というか、範囲というか、そこまでいただきましたけれども、公共というのをどうとらえるかというのもまだ少しあるんですが、その辺はいかがですか。公益とか、公共とか。

【山路委員】 「新たな公共」というのは何か違うんですかね、鳩山さんが言われたのは。

【安藤委員長】 鳩山さんが言っているのは、そうですね、別にはないんですよ。そんなに目新しい、我々が10年前に言っていた「新たな公共」と大した違いはなかったんですが、ここなんです。ちょうど3つあるから言うんですが、要は公共というと、全部行政が従来担っていたという言い方をしているんですけども、行政が公共性だという。でも、市民側だって、いろんな地域のさまざまな活動をしているのは、自分の利益のためにやっているのではなくて、ボランティアなんかも含めると、自分以外の、地域に住んでいる多様な人たちのために、いろんなサービス提供や何かをやってきていると。それも1つの新しい公共の範囲内ではないかというのをずっと言ってきたわけです。市民がやる、自分の利益のためだけではないやり方をやってきている。だから、特定非営利活動促進法の根本にあるのが、公益性という言葉をよく使っていて、いわゆる自分だけではない、地域の幅広いいろんな利益、地域の利益のためにという部分。

もう一個、公共性の中に入ってきているのが、行政とこことが手を組んでやるのも1つの公益という言い方をしてくれているんです。こことここで手を組むのも公益という言い方をしてきた。行政と企業がというのは、ここは議論に入っていなかったんです。入っていないんです。それは従来の取引関係みたいな形になっていますから、入っていない。PFIみたいな形が今ありますので、それはどうするかというのがありますが、資本提供がある。

いずれにしても、ここまで一緒に手を組んでやることも1つの公益性というのが、従来の方法論として議論してきたところですよ。だから、ここではもう少し何か広げる感じなんですけど、鳩山さんのはそんなところまでしか入っていないんです。だから、先ほど山路先生が言ったように、要は行政だけではできません。だから、市民が加わってくださいという、そこを「新たな公共」と言い始めている。

**【山路委員】** ただ、そういう中身づくりを議論していて、やや虚しいというか、限界を感じるの、要するにその中身の範囲とか何かを決めるのは、国では国会、政府、今の霞が関ですよ。それから、地域では、小金井の場合は行政があり、議会があるわけですが、行政自身は幸いなことに最近随分変わってきたと思うんですが、問題は議会なんです。あんまり言ってもしょうがないけど、やっぱりその範囲をチェックしてやらなくちゃいかん役割を担っている議会がほとんど機能していないことも事実だと思うんです。

それをだれがどういう形で決めるのかという1つの方策として、仕組みがあるから、なかなかそれは変えられないといっても、私も限界があると思うんですけど、ただ、去年デンマークへ行ってきて、デンマークのやり方が通用するとは思わないんだけど、1つ、これはなかなか参考になると思ったのは、議会の一方で、直接民主主義方式をとってまして、例えば高齢者のサービスとか、それから弁当なんかも大事なものだから、みんなで試食して中身を決めたり、かなりきめ細かいところまで突っ込んで、高齢者の代表が参加してやる高齢者評議会というのがあるんですが、そういういろんなレベルの評議会をつくって、議会の限界をカバーするようなやり方をとっているわけですよ。

そういう意味では、協働の範囲を決めるような、例えば第三者委員会を、地域、地方レベルで、小金井だったら小金井で何かつくって、もう少し、議会がなかなかそこまでできない、やろうと思ったらできると思うんですが、現実に機能していないわけですから、それをカバーするような仕組みをつくらないと、なかなか協働の実も上がらないんじゃないかと私は思っているんです。

ただ、そうなると話が行き過ぎますので、過激になり過ぎますので、なかなかそこまで議論しづらいんですが、ただ、中身をほんとにどうやって、だれが決めるのかということについてもうちちょっと、市民の側の意見だけではなくて、もちろん行政の意見も含めてですよ。やっぱり市民の身勝手な言い分もあるわけだから、それを第三者性を担保するようなやり方。その1つの突破口は、直接民主主義的なやり方も1つのやり方だと思うので、そういうことは考えられないかと思っているんですけど、いかがでしょうかね。

**【川合副委員長】** 特に仕組みのところにいけば、それが1つのポイントだと私も思います。あと、仕組みの中で言えば、行政の考え、動きなりと、それからもう1つは、我々市民全体側の活動方針とか活動内容、両方の情報共有の仕方という、そういう共有の場を設けていくなんていうことは、もう一つの仕組みのポイントじゃないかと。山路

先生のおっしゃるのに僕は賛成です。

**【玉山委員】** 今の話とちょっと関連するかもしれませんが、例えば市民団体や市民活動をする人たちは、そこは、例えばやりたいとか、やったほうがいいとか、そういう問題意識を見出して、最初は小さな活動からやってくると思うんです。勉強を重ねたり、経験を重ねたり、制度なら他市のほうに行ったりして、よくも悪くも非常に情報が大きくなって、これは必ずやらなきゃいけないことだし、みんなのためになるんだしと、気持ちが膨らんでいきますよね。

ただ、行政の方たちは基本的には異動もありますし、さまざまなほかの仕事も多い中で、必要性がなかなか理解できないこともあったりすると思うんです。そういう中で、今山路先生のおっしゃったような、それを考える委員会があるのもいいと思うんですけど、私たちはそれだけをすればいいところがあっちゃったり、異動も、やる気があるかないかの問題で、非常なる温度差が、うまく言葉には言えませんが、だから私たちは大事だと思うから公共だと思ってしまいます。例えばその対象になる人が、今子供はとも少ないですけど、絶対値から言えば全然少ないじゃないですか。それでも大事だと、こんなふうに思っているのを伝えるのが非常に難しいなというのが、協働の中でよく思うことです。それをうまく消化したりし合えるのがどこかに何か存在するといいなと思います。

あと、それと関係して、協働という言葉なんですけど、参加と協働と言われたり、ただ協働と言われたりしますよね。参加というのは、私の頭では2種類あって、協働の前段階としての参加、例えばこういう審議会的なものは参加と聞かれますよね。もしくは考え方としては、協働の中に参加というものが存在するのかなとも思ったりして、幅広く参加を訴えていく中で、それが協働に発展していく場面もあるかもしれない。もしくは、制度や何かによって参加、協働にいかないただの参加もあるのかもしれないという整理もされたほうがいいのかなと。この2つ。

**【安藤委員長】** ありがとうございます。今言った部分でいくと、意味合いが違うわけですね。もう一個、多分皆さん方が行政との関係で進めてきているのが、もう一つは支援なんです。行政がこういった活動をどう支援できるかといったとき、皆さん方がよく小金井の市報に載らせてくださいと。あれは参加でも協働でもないんです。支援なんです。

ただ、その区分けをしないまま、自治体のアンケートをとると、よく協働はどうやっていますかというのと、市報に載せてあげています、会場をとってあげています、後援名義を貸してあげていますというのも協働に入っちゃうんですけど、そうじゃなくて、あれは間違いなく支援になりますよね。参加というのは、今この会議とか、審議会とか、もしくは市長への手紙みたいなものも場合によっては参加という大枠。

協働というのは、対等な形で何かをやるという部分が協働になりますから、そういう意味では、ちょっと意味合いが違ってくる。だから、これは今ぐちゃぐちゃになって使われているということですから、玉山さんが言うように、ここは少し考え方を整理させていただいて、ついては協働はどうするかでいかなければいけないということですよ。大事なご指摘ですね。

**【川合副委員長】** 今の玉山さんのご意見の部分も、やっぱり僕は仕組みの中で、それは中間の支援組織なのか、あるいは協働推進、行政の中にセクションをつくるのか、今佐藤さんたち、あるいは加藤さんたちがやってくれている組織にもっと力を与えて、

とりあえずそこへ投げたら何かしてくれて、行政へ働きかけてくれるなんていう、そんなことの仕組みの議論の中で発展しないかなとは思っているんです。

【玉山委員】 ただ、私はその温度差は悪いことだけだとは思ってなくて、逆に言えば、積み上がった市民のスキルをうまく利用してもらいたいと思うんですけども、なかなかそういう流れに、怒濤のように、どーんととめられてしまう印象がありまして。

【安藤委員長】 だから、玉山さんが言われたのは、今川合副委員長が言っていたきましたように、おそらく市民側の思っている思いみたいなのが膨らみ過ぎちゃって、どう伝えるかというのが行政側には伝わらないから、そこを翻訳する仕組みが必要だと。場合によってはその部分と、山路先生に言っていたように、本来は議会がといたけれども、そういう機能ではないとすれば、第三者委員会と言いましたけれども、行政側がどう動いているのかということも提案しながら、情報を流しながらという、このコーディネーションする仕掛けが今ないがゆえに、市民は思いが膨らんじやって、行政は単に市民と何かやれば協働だと言って膨らんでいってしまっているという。

だからそこにあるのが、多分来年度の議論になっていく中間支援組織のあり方みたいなところが少しそういう役割を果たすのかなという感じがしますけれども、それは山路先生、そういう意味合いでよろしいですか。もっと違う意味合い？

【山路委員】 いやいや、それはもう、ぜひそういう役割はしてもらいたいと思います。それは1つの方向ですよ。

【安藤委員長】 そうですね。

【玉山委員】 多分、山路先生はよくご存じだと思うんですけども、子育て関連の資料だけであつという間に何メートルも来てしまうんですよ。いろんなパターン、いろんな例、いろんな考え方、さまざまな年代。子供たちについてだけでもこうなので、ほんとにさまざまなシーンを思うとさぞかし大変だろうと思いますけど、でもやっぱり何とかうまく調整していただけるようになるといいなと思います。

【安藤委員長】 いずれにしても、調布でも武蔵野でもどこでもあるんですけども、そういったような環境整備、それをやっていくための環境整備的なものが協働を推進する上で必要なんですということですね。どういう機能を持たせるかは後で議論しなければいけないけれども、いずれにしてもそういう協働を進めていくときには第三者的な役割を担う仕掛けが必要ですねということですよ。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、飯野さん。

【飯野委員】 市民参加条例というふうにはなっていますが、協働が条例になっていない、要綱に過ぎないということを盛んに言われていますので、今まではあんまり表立っていろいろできませんでした。

ただ、いろいろ読んでいるうちに、ほとんどの課で協働の種はまかれているわけで、種まきに例えれば、土壌のいいところに種がまかれて、それで双葉になって、それが成長して、花が咲いて、実がなつてというところまであるわけですよ。願わくば、さっき玉山さんが別の組織を立ち上げてとおっしゃったのが許されるならばいいんですけども、条例になっていないからそこまではいけないよという場合は、今していらっしゃる課の方が主になってくださって、年に何回か集まりを持って、いろいろ話し合つて、そして、そこから自分たちだけの課では無理だというようなことが出てきたときに、また別の委員会が立ち上がるのが今の段階ではいいのかなと思いました。

【安藤委員長】 いずれにしても、何かこういった活動をするときには、複数のセク

ションなり複数の団体があるときには、そこを調整する何らかのものが必要なんだよねという話ですよ。

【飯野委員】　　そうです。

【安藤委員長】　　何かがないと、勝手には動かないというふうになりますから。

【飯野委員】　　そうそう。

【安藤委員長】　　何かが必要だと。

【飯野委員】　　だから、条例が制定されるというのはどういう段階を踏まえて設置されるのかも知りたいんです。

【安藤委員長】　　なるほど。

【吉田委員】　　その関連なんですけど、今飯野委員がおっしゃったように、ともかく定義だとか原則だとか、これは我々も理解するところなんです。じゃあ、なぜそういった協働支援事業が難しいのか。栄養が、どんどん双葉になっていけばいいんですが、なかなかそこができないものは何だろうかというときに、よく我々は企業マンとして、人、物、金と。

【安藤委員長】　　人、物、金、そうですね。

【吉田委員】　　委員長がおっしゃったように、安いところに、安くなればできない。委託とか助成とか補助は限界がある。じゃ、そういったところがネックになってくるんじゃないのかと。その中で、大学、研究機関も含めた形での、起業家というか、ビジネスチャンスを広げると。芽生えというか、インキュベーターというか、我々はそういった場づくりが必要じゃないのかなと。

つい、行政の方がいらっしゃるから、1,000名の職員がもっと本気になって、例えばここで調査しましたよ。今もうやっていますよね。そういったことが生かされて、反映されて、あの調査を見ると回答なしもありましたよね。現実的に難しいところもあるでしょう。しかし、もうちょっと市の職員が取り組みについて真摯に考えてもらって、こういった場を含めて、もっと浸透させて芽生えればいいなと。ただ金がないよ、人がないよ、場所がないよと。NPOなんかそうだと思いますが、そこはなぜできないのか。それは議会の条例のこともあるでしょうけども、もうちょっと僕は、もっと逆に言えば、じゃあ、もうかる事業って何だろうかとか、ある程度そういったものを加味した形でやっていくということが実現するような具体的な手段が僕は今後必要かなと。ちょっと離れた意見かもしれませんが、そう思います。

【安藤委員長】　　多分その話は仕掛けですから、もう少し先であるだろうと思うんですが……。

【吉田委員】　　うん、でしょうけど。

【安藤委員長】　　大事な部分で、1つはやっぱり協働という部分でいったときに、先ほどから公共性と言ったときに、必ずしも収益性が上がらないのが圧倒的に多いし、収益性が上がれば、それにこしたことはないけれども、必ずしも収益性が上がるとは限らない。だけど、多くの地域の不特定多数の人たちのために、何かをやっていくという部分の仕掛けをどうサポートできるかという、多分そこなんですよ。

そうすると大事なものは、協働の中でいろんな議論が必要なものが、さっき言った人、物、金というのはめちゃくちゃ大事。人、物、金、情報と言っているんですが、すごく大事ですよ。これは企業であろうとNPOだろうともものすごく大事なもので、そうすると、人、物、金のときに、行政とやると常にお金がないからだめですといたら、じゃあ、

金をつくるほうを考えりゃいいだけですよ。だけど、金をつくっても、民間の金を持ち込むのは委託の事業の中ではとても嫌がるんですよ。玉山さんがやっている委託事業と、堀井さんがやっている……。

【玉山委員】 委託事業にかかわったことは私はないです。

【安藤委員長】 ない？ 堀井さんはありますか。そうすると、民間の金を独自に持ち込むのは。

【堀井委員】 絶対だめと言われます。

【安藤委員長】 だめですよ。そうしたら、さっき吉田さんが言っていたような、人、物、金なんだけど、行政の金は限界がある。じゃあ、民間の金を持ち込んで、それで事業をやるかという、この仕掛けは多分協働の路線の中ではないんですよ。そうすると、それをどうやって打ち破るかというのが山路先生が言ったところの議会なんですよ。

【玉山委員】 あと、もうちょっと理念的な話になるかもしれませんが、この前たまたま小金井の市議会に、たまたまではなくて、ある議員さんが協働についての質問を一般質問でなさって、興味があったので行ってきたんです。さまざまなやりとりがされたんですけども、ちょっと印象的だったのが、その委員さんは横浜か何かの研修か講座を聞きに行ったんです。一步間違えると、私たちはどうしても思いが強くなるので、要求団体に見えてしまう。その議員さんが言っていましたが、行政と市民なり市民団体の中に信頼関係がないと、どうしても要求型にしか聞こえないのだそうです。それはそのとおりだと思いつく思ひまして、そうするとやっぱり、もうちょっとさまざまな信頼関係を、ちょっと理念ぽくなっちゃうんですけども、そもそも信頼関係がまずなきゃいけないんだなど、当たり前のことなんですけれども気づきました。それはどう生かされるのかよくわからないんですけども。

【安藤委員長】 わかりませんが、協働の中で、そのときの相互理解という、この部分ですよ。相互理解するために両方入っているのが、十分な話し合いができるかどうか、そういう場があるかどうか、それがどう担保できるかというのが、この協働路線の中に入れられるかどうかかもしれないですね。

【玉山委員】 そうですね。多分一見無駄とも思われる大量の時間が必要なんですけど、行政の方もお忙しく、市民団体側もさまざまなボランティア活動などをしている人たちの中でそういう信頼を築くのが、そもそも難しいのかなと思ったりします。

【安藤委員長】 だけど、これが先ほどから川合さんの触れてきている、山路先生も触れている、そこにだれかが入ったらどうなりますかね。間に入ってくれたら。というところが必要なんですよ。

【川合副委員長】 きっとそんな感じがしますね。

【安藤委員長】 文化が違うから、だれかが入らないと、その文化が共有化できないという部分が多分にあるとすれば、そこですよ。協働していくときに必要条件として何かを入れる、間に入ってください。

【玉山委員】 信頼をつないでいこうとすると、これは必要不可欠ですよ。

【安藤委員長】 ですね。

【玉山委員】 ほんとにないと難しいと思います。

【堀井委員】 そうですね。それに追加して言いますと、市民の持っている言語と行政が持っている言語は全く違うので通訳が必要です。お互いに出し合いながら共通の言



語をつくっていくというのが、必要なのかなというふうに思いますし。委託を受けている中で、私たちが思っていることと同じことでも全然違う方向から見てるんだなと思うことも結構ありますので。そこら辺のすり合わせを時間をかけてやっていくことが必要だと感じています。

**【安藤委員長】** そうすると、先ほどからずっと出ているように、協働していくための定義とか、ルールとか、原則とかって、こうありましたけど、今言ったように、文化が違うから十分話し合っている、時間がかかるかもしれないけど、そういうきちんと相互理解していくためのルールというのが保証されないと協働にはなりませんよという、そういうことは1つ柱の中に入れなければいけないということですかね。

**【堀井委員】** そういうことを考えると、ここにもあるんですけど、行政改革や行政機構の適正化が進められると、協働が進むというようなことが書いてありますが、そこはすぐさま行政改革にはつながっていかない部分も出てくると思います。だから、手間も暇もかけながら、最後には行政改革のところまで到達するだろうし、市民が担っていく部分がとても増えてきて、行政がスリム化していくのかもしれないけれども。最初のところは手間も暇もかけましようとしなないといけないんじゃないかと思えます。

**【安藤委員長】** それは多分、いろんなところの、いわゆる横浜コードとかいろいろとやってきたところの、少し、お互いの違う姿勢があるから、そこを相互理解しながら、それを気づくための十分な時間をどう取るかということで、しかも、一緒にやっていくときに、それは対等でないとできませんよという、上から下ではありませんよという、この部分をどうつくるかということですね、ルールとしてね。

多分、皆さんが先ほどから言っていたのは、あちこちの出されてきている相互理解とかいろんな、そういう協働に関する考え方みたいなところのルールづくりが、割合と共通してお持ちいただいているなというふうにとらえたんですが、それはそれでよろしいでしょうか。

そのときにもう一つ基盤整備みたいなもので、間に入る、それがどうしても必要なんだと。翻訳していただける、仲介していただけるものが必要なんだと、この部分ですよ。

全般にわたって、定義とか意義とか原則とかという、じゃあ定義とは何なのか、意義とは何なのかというのが実はあるんですけども、全体にわたって少しご意見をいただいたというふうになります。先ほど、一番最初、山路先生が公共とか公益とかというふうに言われたんですけど、それはどういうふうにとらえますか。公益、公共。公共というとなら、新たな公共とごちゃごちゃになるのでちょっと言葉を変えてみる。

**【飯野委員】** 何かちょっとうまい意見になるかどうかわかりませんが。

学校でいろいろ面接とか、成績がいいとか悪いとかで決められて、今は、何て言いますか、絞られて、そして現代社会は、上でもって全然そういうもの無視されて成果の上まらない結果に終わるわけですよ。ですから、そういう人たちが全部自治体に出ているらっしゃるわけですよ。

そういうところでこの市役所の方たちが、今までは対面でいろいろなさるときも、本当に大変だったと思いますけれども、だけでもそれを上手に切り抜けてこられて、それで今、本当にすごくよくなったと思うんですよ。

やっぱり市役所の方も本業がおありになります、なりわいがおありになりますから、それをないがしろにしてまで、そういう市民たちと手を携えていくことは難しいとは思

いますけれども、時代が変わっていくということで、どちらも成長していつていると思いますので、その部分、本当にこれから、お互いに信じていく以外にないと思うんですよ。

やっぱり小金井は、皆さん一番この辺では長生きをしていらっしゃる地域というふうにも言われていますから、それを皆さん望んでいらっしゃると思いますし。本当にそれが一番の幸せだと思いますからね。本当にその辺でみんなが共通の志を持って過ごしていけば、そこの学校で阻害された方たちとか、いろんな思いを持った方々、行動を起こした方、いろんな方も、ここで支えていく、ここが支える場所だというふうにしたいぐらいに、私はこの委員をさせていただいて、思っております。

ですから、本当に長寿社会になって、みんなが長生きしたい、決して死にたくないんだという思いをみんな持っていらっしゃるわけですから、それを理想に掲げて、絶対いける市だと思うんですよ。せっかくこの世の中に生まれてきて、そういういろいろな制約があって、本当に今まで歴史上の人たちもここでいろんな思いをされて暮らしてこられて、そして今があるわけですから。本当にこのいろんな市役所の施策とかそういうものも市民と一緒にしたいというふうに言ってくださっているときにこそ、この目標を達成したいなというふうに思います。

ちょっといろいろ監査委員から言われていた、最も効果のありそうな安心・安全のまちづくりのための施策ですね。例えば、児童・高齢者の見守り、安全パトロールの実施というもの、私は町会を代表してきましたので、それがまず実行できればいいというふうに思っています。

もう一つ、市民部市民課というのがございますけど、ちょっと飛躍するようですが、それを市民参画課というふうにできませんかというお願いと。もう一つ、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ある歴史上の人物が、上士も下士もないって、そしてその方の歩まれた末路が暗殺でしたよね。それを思いましたら、私は本当にこんなにありがたいことはないと思いますので、ぜひ死とか暗殺とか殺人とか、そういうことのないまちを目指していきたいというふうに思っております。

**【安藤委員長】** 多分、この協働するときのミッションが、安心安全とあわせて、小金井で生活できてよかったなということが言えるようなまちに、市民も行政も企業も手を携えながらやりましょうという、それが協働の大きな意味合いですよ。ただ、そのときのルールをどうつくりますかというのは、今議論させていただいている。だから、飯野さんが言っていたようなミッションをベースにしながら、どういうルールだったならば協働できるかというように、この辺のところの、今いくつか出されたような部分が少し基本方針として入ってくるといいのかなという感じはいたしますが。

**【玉山委員】** 公共とか公益は、市民サービスという言葉とどうかかわりますかね。

**【川合副委員長】** 僕もちょっと同じことを申し上げますが。公共といっちゃうと、先ほどの堀井さんの話にもあるように、どうも公平で広く一般にという世界、何かイメージがそんなになるんですよ。

そういう意味では、先ほどの図柄からいけば、どちらかというところの部分に近い。どうも公共といっちゃうと、ここが飛んじゃうじゃないか。あるいは違う世界に見られちゃうんじゃないかという感じがするんです。その意味では、ちょうどこの小金井市の協働推進基本指針の中の理念のスタートに、市民が暮らしやすいまちづくりを進めるために協働しようというふうに書いているわけ。そうすると、ちょっと違いますよね。大

分変わりませんか、概念が。

そうすると、我々自身がやりたいこと、ちょっと手助けをする、それは11万市民のうち5万人しか影響しない、1万人にしか影響しないかもしれない。でも1万人の人に対してプラスになるよというのは、僕はいいんじゃないかというふうに思うんですよ。それをちょっと今、この公共という言葉でくくられちゃうんで、ちょっと言葉を変えてほしいなという感じです。

【安藤委員長】 公共という言葉がいいのかわかりませんが。

【川合副委員長】 わかりません。

【安藤委員長】 協働だけが公共では決まてないですよ、今論議してきている中では。そうすると、行政も公共だけれども、協働しない市民グループが自分たちがこういうことをやっているんだというのも公共ですよ。だから、公共の範囲というのは、全部通して、そういう中で協働する部分がありますよという部分ですよ。だから、そうすると、公共という部分をもう少し文言に落とすとどうするのかというのがちょっとあるんだけど、多分、そういう範疇でいいんだというとらえ方でいいです、協働だけではないですよというとらえ方をしていると。

【川合副委員長】 公共だけではない。そうですね。

【安藤委員長】 公共は協働だけではないという。いわゆる1グループが小さく1人のため、2人のために対して、この地域のためにとやっていることも含めて公共なんだと。

【川合副委員長】 そっちのほうにいったわけですね、公共の概念が。

【安藤委員長】 という概念で、その中の行政と手を組んだり何かする協働という部分が方法論としてありますよ。そのときのルールがないんで、今どうしましょうか、考え方を整理しましょうと、この部分でよろしいですかね。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。雑駁な協働という概念の整理を今しているんですが、今井委員はいかがでしょうか。JCとしていろいろと協働をやってきて、いろいろあると思うんですけど。

【今井委員】 いろいろ細かいことをやらなきゃいけないけど。正直言って、何をやるんだかよくわからない、今の話。そこまでいろんな決めておかないとできないのかなとか、でも決めておかないと多分できないんだろうとか。と思いながら聞いて、何か、ちょっときょうの話し合いは入りにくいなと思っていたところです。

【安藤委員長】 ありがとうございます。

何らかのルールがないと、皆さん方が行政と何かやりたいけど、いやそれ違いますってのはじかれちゃうんで、はじかれなためにどういうルールをつくるかというところを少し可視化させるというのが、多分この委員会の役割ですので。文言化していかなければならないというところですね。ありがとうございます。

全体を通して少し、まだこの部分はぜひ考えておいていただきたいとかというのはありますか。もうちょっといろんな形で公共とは何かというのを少し、実際文言をつくるときには、つくらなきゃいけないんで、細かい議論はしていただきますが。

【玉山委員】 ちょっと変な意見かもしれませんが。

市報とかにも市長の施政方針演説とか、行政サービスアップのために、さまざまな計画の推進のために市民の参加と協働は欠かせないというふうに訴えていらっしゃるんですよ。そうすると、行政職員の、これは基本的な職務になってくると、私は実は思って

いるんです。

私たちは押しているんじゃないくて、行政からも何か出てくるものがあるとよりよいコラボになると思うんですけども、今行政内部で、例えば協働について私たちと同じような議論がなされるんでしょうか、それともなされないんでしょうか。

【安藤委員長】 それは私にもわかりません。(笑)ただ、今のやり方は三鷹方式なんですよ。

【玉山委員】 三鷹はこうなんですか。

【安藤委員長】 三鷹は、行政は行政でやって、市民は市民でやって。

【玉山委員】 で、結果コラボさせていくと。

【安藤委員長】 そうそう。それが三鷹方式なんです。

【玉山委員】 私は、基本的な職務という言葉を考えて、絶対、全職員これについて全体職務だと思っているんですよ。そうすると、例えば行政内部でこういう委員会が開かれて、市民とやるには何が難しいかとか、まるで鏡に映したように、反対側というか、行政の中でも議論がなされればもっといいなど、ちらっと思うんですけど。それは無理な話なんじゃないですか。

【安藤委員長】 並行線にするか、ちょっとわかりませんよ、これは後で検討していただきますけれども、並行線で今みたいな形で、これと同じように進めるか、一応協働という概念をここで議論して諮問に答えていったものを、行政内部でもってそれを進めるために行政職員の研修を常にやって、協働とはどういうものなのかということきちんと伝えていくみたいな、それを事業に反映させるという、多分流れとしては2つの流れをつくれると思うんですが。両方ありなのか。ここでも協働という考え方がまとまっていませんから、どうするか。

【玉山委員】 そういう意味でもいろんな知恵があってもいいと思うし、優秀な職員さんたちがたくさん集まっていच्छるところだし、逆に言えば、現場の渦中にいる人たちの知恵を借りない手はないと思うし。

この市民参加条例ができてから、もう七、八年ですかね、たちますけれども。頑張っではいच्छっても、多分目の前のことでいच्छだし、いろんな法律とかにも、それこそ、枠の中で働いていच्छる方たちの思いは、ヒアリングで随分わかりましたけれども。彼らの中での知恵もちょっとあるといいなど、ちらっと思いました。

【安藤委員長】 今の問いかけについては、どなたが答えてくれるか。

【事務局】 今、玉山委員が、庁内においても協働に関しての検討組織みたいなものを設ける必要があるんじゃないかというご意見だったかと思うんですけども。

そうですね、現状、庁内にそういった組織というのはいच्छです。これからこの委員会で議論していただいて、来年度末に答申をいただけるということになっているわけですけども。その答申の中身のほうで、そういった庁内においても、そういう組織が必要なんではないかといったような内容で、ご意見なり答申なりという形で出れば、それは市長に答申されるわけですから、まず全庁的にそういった組織の立ち上げてといったものも視野に入れながら、今後取り組みにつなげていくというような形になってくるかとは思っています。

【玉山委員】 研修とは違うと思うんですね。私たちが投げるだけでも違う気がして、やっぱりコラボしていききたいと、すごく思います。

【安藤委員長】 多分これが協働になって、どこかの中に突っ込めるかどうかわかり

ませんけども、いわゆる研修という部分は常にやって、この部分を理解していただくと同時に、今言ったように、皆さん方から行政に対して、こういうのをやりたいという提案をしていく、むしろ行政からも提案が出てくると思っていますので。その仕掛けがまだないので、どういう仕掛けにするかというのは議論だと思いますけれども。いずれにしても、それ、投げ合うという、そこで同じテーブルでもって議論していくと、この仕掛けなんですよ。そういう仕掛けをどう入れられるかというふうになりますので、大事な点です、ありがとうございました。

ちょっと時間が、あと5分ほどしかありませんが、ほかに何かあればと思いますが。

**【堀井委員】** 次の予定とかで、こういう定義とかルールを議論するだけじゃなくて、今まで市民も行政と協働をいろいろ進めてきているんだと思いますので。よその事例とか、実践例の検討をし、失敗したことはこうだったとかというような、具体的なところに踏み込むのを1回ぐらいやっていただけるといいのかなと思います。

**【安藤委員長】** それが1つなのと、もう一つ、前回ヒアリングしてますよね、あそこから拾えませんか。せっかくやっているんだもの、また改めてというよりか、実際に行政の方にいろいろ聞いているから、その部分を少し検討して。

**【堀井委員】** 市への調査ではなくて、市民の側への調査ですよ。

**【安藤委員長】** いえ、これやってますよね、先ほどお配りした協働調査というやつ。行政の方々のご意見というのを伺っていますよね、課題とかね。それを拾うということじゃまずいですか。

**【堀井委員】** それも必要でしょうし、市民の側からの具体的なことも拾っていく必要がある。

**【安藤委員長】** それは前にやっていただいたやつがありましたよね、実態調査。そこから少し拾って、逆に言うと、ヒアリングするとき、少しこちら側のテーマを絞って、この部分を聞きたいとか、これはどうなっているという、そこをきちんと定めてからヒアリングしたほうがより効果的です。漠然として聞くよりもね。どうだったというよりも、この辺はどうですかみたいなね。それは場合によっては、まとめていくプロセスの中では少し入れ込むのも可能かなという感じはしますけど。

**【玉山委員】** 市民協働推進支援調査報告書について、ちょっと見てみたんですけど、やっぱり児童館とのやりとりを協働だと感じている市民の方が何名か意見を上げていらして、でも現実、児童館は協働事業が1つも上がってきていないので、また改めて、おっと思いました。

**【安藤委員長】** だから、今度はそういうのを少し分析して、これは協働とはいえないとか、この事業は協働としていえるという、何かそこは少し研究する必要があると思いますので。

**【玉山委員】** そうですね。でも、市民としては市とかかわっただけでも、いい意味でもわくわく感というか、私は参加しているんだ、協働だわって、そういう気持ちも大事だと思うんですけどね。

**【安藤委員長】** はい。ありがとうございます。

そんな進め方の方法ということで、ちょっと大事な部分、いただきましたので、それを少し加味させていただきながらというふうに思いますが。

それでは、全体を通して、きょうのやつはあえて文言になっていませんので、先ほど事務局が言った、どういう進め方がいいかというのがちょっとあるんですが、少し起草

委員会的なものを立ち上げて、今議論していただいているやつを少しきちんと文章化していくみたいなの、そういうものをちゃんとやらないと、この部分については割合と観念論的な部分が多いですので、それを少し文章化するというプロセスをとらせていただくために、何回かこういう部分のやつをやらせていただいたものをトータル的に文章化するというふうにもっていきたいと思います。

その文章化したのを見て、いや、こうでもない、ああでもない、もう一回なるだろうと思いますので、そんなプロセスで、少し皆さんの考えている意見を今いただいたというのがきょうになりますので。そんな手順だご理解いただいて、次回、またもう少し中身を詰めていくというふうにしたいと思いますが。

次回は4月に決まっているんですね。

【川合副委員長】 ええ、22日。

【安藤委員長】 22日ね。次回は、前回に夜というふうにしましたので、そうしたいと思います。

そしてその次を決めておきたいと思うんですが。

【事務局】 次回4月22日の場所は前原のA会議室です。

【安藤委員長】 ああ、向こうね。

それで、その次の委員会をというふうになると、前回、午前と午後と交互にというような言い方をちょっとさせていただきましたので。

【玉山委員】 肝心なお二人がお休みなので。

【安藤委員長】 そうなんです。ちょっと複数候補を挙げさせていただきますので。

【堀井委員】 今日、午前に会議がありますよね。午前にやると言ったら、傍聴する人のことを考えているのかと言われてまして。やっぱり夜なり日曜日になり土曜日なりというところに設定していかなければいけないのかなと、ちょっと反省しました。

【玉山委員】 さまざまなバリエーションが。あと、私的に言えば、子育て世代はやっぱり午前が来やすかったり。

【安藤委員長】 だから、いろんな立場の人がいるから、これでしかやりませんじゃなくて、今回、午前中やりましたけれども、次回は夜やるとか、次はどこでやりますかということで、いろんなバリエーションをつくって、いろんな方々に参加していただくということでいかないと、いろんな考え方がありますので。1本だけで、これでいきますというわけにいかないと思います。

事務局、4月22日は夜やるというのでいいですね。その次といたら、大体いつぐらいがよろしいんですか。

【事務局】 5月ですかね。

【安藤委員長】 5月のいつぐらいがよろしいでしょうか。議会とかいろいろなものが入ってくるとは思うんですが、そういうのを避けていくと。

【事務局】 5月末ぐらい……。

【安藤委員長】 5月の末ですね。

【事務局】 5月末ぐらいであれば。

【安藤委員長】 であれば大丈夫。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】 そうすると、23日の週になりますが、どうでしょうか、今言ったように、多分、白井委員が昼間は出にくいというのは前から言われていますので、あ

らかじめといいながらも非常に出にくいんですが。順番でいきますと、5月の下旬を考えるとすれば午前中になりますが、どうですか。

【山路委員】 そうすると、白井委員はやっぱり平日はなかなか難しいんですよ。そうするとたまには土日はどうですか。

【安藤委員長】 よろしいですか。土日っていうと、28日になりますが。可能ですか。

【玉山委員】 いきなりバツ。

【安藤委員長】 いきなりバツ。じゃあこれはだめ。そうすると、日曜日というのはどうですか、大丈夫ですか。きついですよ。

私、6月4日が全然だめなんで、すいませんが、21日の土曜日というのはいかがですか。

【事務局】 協働のワークショップが。

【事務局】 午前中ですね。

【安藤委員長】 協働のワークショップが午前中。午後やるというのは、事務局、きついんですか。

【山路委員】 それはちょっと、ええ。

【川合副委員長】 なかなかなあ。

【山路委員】 あとはまあ、平日の夜ということにしますか。

【安藤委員長】 次回は夜ですから、もしやってあげるとすると、午前中か昼間。でも白井委員は前回のときに、やるんだったらば午前のほうがいいと。

【川合副委員長】 どちらか、中途半端が一番嫌だって。

【玉山委員】 午前か夜っておっしゃいましたね。

【安藤委員長】 そう、午前か夜と言われた。

【川合副委員長】 じゃあ午前にしよう。

【安藤委員長】 とりあえず午前で組みますか。

【山路委員】 はい。

【安藤委員長】 土曜日は今言ったところでは難しそうなので。

23日の週で、どうしても午前中だめというところがありますか。よろしいですか。

【飯野委員】 23日、1日だめです。23日の月曜日。

【安藤委員長】 月曜日がだめ、はい、わかりました。

そうすると、24、25、26、27というところで見ますが、24日がだめという方はいらっしゃいますか。

【山路委員】 24日はだめですね。

【安藤委員長】 25日がだめという方いらっしゃいますか。これが1つ。もう1日、ちょっとお二人欠席なので、取りたいと思いますが。26日だめという方いらっしゃいますか。よろしいですか。

じゃあすみません、申しわけないんですが、25と26をちょっと確保しておいていただけますか。千葉委員と白井委員の日程を聞いた上で、どちらかに決めていただくというふうにしたいと思います。

お二方については事務局で連絡して決めて、あと多いほうでやるというふうにしてください。

【事務局】 はい。

【安藤委員長】　　ちょっと12時回りました……

【事務局】　　委員長、すいません。

　　次回の議題でございますが、この議題は、これで一たん終えていいですか。

【安藤委員長】　　どうでしょうか。多分消化不良になっていますので、もう一回ぐらい、ちょっと、さらりと。

【事務局】　　再掲していいですか。

【安藤委員長】　　再掲していただけますか。

【事務局】　　わかりました。

【安藤委員長】　　そして、きょうのやつを少し柱建てみたいな形でちょっとやっていただけますかね。そういうふうにしたいと思いますが、よろしいですかね。私もかかわりますからね。

　　じゃあ、それを次回ちょっと、大枠をもう少し固めるという作業をさせていただきます。

【事務局】　　そうすると、次の順番としましては、協働を推進するためのしくみというのに入るんですが、それは入れていいですか、だめですか。

【安藤委員長】　　入れておいてください。入れておいて、そこもまた漠とした、いろいろな意見交換をさせていただきますので。

【事務局】　　ここで結構他市の例等が出ますので、よろしいですか。

【安藤委員長】　　はい。

　　それじゃあ、すいません。時間をちょっとオーバーして申しわけございませんが、これで終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

—— 了 ——